

観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）実施要領

令和2年4月6日 観観資第286号

この実施要領は、観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）交付要綱（令和2年4月6日観観資第285号）のほか、観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）の交付等、城泊・寺泊による歴史的資源活用事業の実施に当たって必要な事項を定める。

I. 共通事項

1. 補助対象事業者について

補助対象事業者となることができる者は以下の者とする。

- ・観光庁の日本版 DMO 登録制度において登録された者（以下「観光地域づくり法人（DMO）」という。）
- ・民間事業者
- ・地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）又は民間事業者を中心に構成される地域協議会

2. 補助率について

各事業の補助対象経費について、定率補助により補助するものとし、補助率は1／2とする。

3. 事業実施について

観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）において、補助対象事業者は、城・社寺を宿泊施設として活用し、訪日外国人旅行者の長期滞在・観光消費額の増加につながる具体的な事業計画案を観光庁に提出する。観光庁は提出された事業計画をもとに事前審査を行い、審査結果を踏まえ、事業計画策定者に対して補助金額等を内示する。事業計画策定者は内示された事業計画の実施主体へ連絡し、事業計画の実施主体は交付申請書を作成し、観光庁に提出する。

II. 城泊のインバウンド化・体験コンテンツ造成事業

1. 補助額について

個別事業毎に750万円を上限とする。

2. 補助対象経費

既に城泊の取組を実施している、もしくは具体的に計画をしている地域において、城泊の訪日外国人旅行者向け滞在コンテンツの充実、魅力向上及び訪日外国人旅行者の受入環境整備に要する経費であり、以下の通りとする。

（1）訪日外国人旅行者の受入環境整備のために必要な事業に関する経費

①客室における改修及び寝具・家具の賃借にかかる費用

訪日外国人旅行者が快適に滞在できる環境整備に関する経費

②多言語対応タブレットの購入及び設定費

訪日外国人旅行者が宿泊施設を快適に滞在し、日本ならではの文化体験が楽しめる環境整備を図るための経費

③ホームページ等 I T を活用した情報提供・案内・予約システムの整備費及び多言語対応にかかる費用

訪日外国人旅行者が該当施設の情報収集、及びスムーズな予約が出来る導線の整備に関わる経費（WEBでの情報提供に伴う、情報発信メディアへのコンテンツ提供も含む）

④施設内における多言語案内の制作及び設置費用

多言語での案内に関わる整備・改良（案内標識、掲示物、コンテンツ作成）に関する経費

(2) 訪日外国人旅行者向けの体験型・滞在型コンテンツの充実、魅力向上のために必要な事業に関する経費

①体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善（多言語対応等）にかかる費用

訪日外国人旅行者に訴求し得る地域の観光資源の抽出に係る経費、地域の観光資源を活用した体験型・滞在型コンテンツやプログラムの開発・改善に係る経費、関係事業者との検討会開催経費

②旅行商品の企画開発、課題抽出やモニターツアーにかかる費用

外国人モニターによる、既存の観光資源や体験型・滞在型コンテンツのモニタリングに係る経費、モニタリングによる課題抽出・整理に係る経費、意見を踏まえたコンテンツの改善に係る経費

(3) 滞在時の案内を行うコンシェルジュの養成に必要な経費

インバウンドへのスムーズなサービス提供を行うための、コンシェルジュ養成に必要な経費

Ⅲ. 寺泊（宿坊）のインバウンド化・体験コンテンツ造成事業

1. 補助額について

個別事業毎に780万円を上限とする。

2. 補助対象経費

既に日本人向けに運営がされている宿坊において、訪日外国人旅行者向け滞在コンテンツの充実、魅力向上及び訪日外国人旅行者の受入環境整備に要する経費であり、以下の通りとする。

(1) 訪日外国人旅行者の受入環境整備のために必要な事業に関する経費

①客室における改修及び寝具・家具の賃借にかかる費用

訪日外国人旅行者が快適に滞在できる環境整備に関する経費

②多言語対応タブレットの購入及び設定費

訪日外国人旅行者が宿泊施設を快適に滞在し、日本ならではの文化体験が楽しめる環境整備を図るための経費

③ホームページ等 I T を活用した情報提供・案内・予約システムの整備費及び多言語対応にかかる費用

訪日外国人旅行者が該当施設の情報収集、及びスムーズな予約が出来る導線の整備に関わる経費（WEBでの情報提供に伴う発信メディアへのコンテンツ提供も含む）

④施設内における多言語案内の制作及び設置費用

多言語での案内に関わる整備・改良（案内標識、掲示物、コンテンツ作成）に関する経費

(2) 訪日外国人旅行者向けの体験型・滞在型コンテンツの充実、魅力向上のために必要な事業に関する経費

①体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善（多言語対応等）にかかる費用

訪日外国人旅行者に訴求し得る地域の観光資源の抽出に係る経費、地域の観光資源を活用した体験型・滞在型コンテンツやプログラムの開発・改善に係る経費、関係事業者との検討会開催経費

②旅行商品の企画開発、課題抽出やモニターツアーにかかる費用

外国人モニターによる、既存の観光資源や体験型・滞在型コンテンツのモニタリングに係る経費、モニタリングによる課題抽出・整理に係る経費、意見を踏まえたコンテンツの改善に係る経費

(3) 滞在時の案内を行うコンシェルジュの養成に必要な経費

インバウンドへのスムーズなサービス提供を行うための、コンシェルジュ養成に必要な経費

IV. 事業評価について

1. 事業評価の実施

(1) 中間評価

事業計画策定者は補助対象事業の進捗状況を確認の上、必要に応じて（事業計画が未到達の場合など）改善事項を盛り込んだ上で事業計画の中間評価を行い、四半期ごと（第4四半期は除く）事業計画の中間評価を観光庁へ提出することとする。観光庁は、提出された中間評価を確認し、事業計画策定者及び補助対象事業者に対し適切な指導・助言等を行う。事業計画策定者等は助言等を踏まえた事業の執行について改善を図ることとする。

(2) 事後評価

事業計画策定者は補助対象事業の実施結果を確認の上、事業計画の事後評価を行い、補助対象事業が終了した日から起算して一ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに観光庁へ提出することとする。観光庁は、提出された事後評価を確認し、事業計画策定者及び補助対象事業者に対し今後の事業又は地域の取組の改善の観点から、適切な指導・助言等を行う。

ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに参考となる資料とともに観光庁に報告をすることとする。

(3) その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則

この要領は、令和2年度予算から施行する。